



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 3 号

平成25年(2013年)9月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
公 告	
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課)	3
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	3
教育委員会告示	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課)	4
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	4
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	4
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	4
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	5
農業委員会告示	
平成25年第9回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	5
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	5
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	6

告 示

●金沢市告示第240号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 156台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年8月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成25年9月11日から同年12月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第241号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	11台	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	10台	
片町地区自転車等放置禁止区域	3台	
豎町地区自転車等放置禁止区域	3台	
西念4丁目地内	1台	
吉原町地内	1台	
福増町地内	1台	
上荒屋2丁目地内	1台	
末町地内	1台	
問屋町1丁目地内	2台	
大桑町地内	1台	
入江3丁目地内	1台	
額新町2丁目地内	1台	

小坂町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	3台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
高尾町地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	2台
千日町地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	5台
八日市3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成25年8月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成25年9月11日から平成26年3月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合	平成20年1月16日から平成28年3月31日まで	金沢市大河端町西及び東、須崎町甲並びに直江町ルの各一部	金沢市大河端町東88番地	平成20年1月15日	事業施行期間 (変更前) 平成20年1月16日から平成28年3月31日まで (変更後) 平成20年1月16日から平成30年3月31日まで	平成25年9月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成25年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第9号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成25年9月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表に次のように加える。

史跡	ほんだけかみやしきせいめんもんあとおよへいあと 本多家上屋敷西面門跡及び堀跡 つけたりみちあと 附 道跡	900平方メートル	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市ほか1名	指定平成25年9月11日
----	---	-----------	-------------------------	--------------

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,280人

●金沢市選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,327人

●金沢市選挙管理委員会告示第48号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,327人

●金沢市選挙管理委員会告示第49号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,280人

●金沢市選挙管理委員会告示第50号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,664人

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第9回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年9月25日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成25年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 84,400円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 81,280円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 84,690円

2 原料価格変動額 20,900円

算式 84,690円（1トン当たり平均原料価格） - 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格） = 20,900円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 20,900円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に17.13円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

- 4 平成25年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	244円9銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	242円9銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	229円59銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	227円76銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	222円76銭

●金沢市公営企業告示第27号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 81,280円
- (2) 原料価格変動額 6,700円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 81,280円（1トン当たり平均原料価格）= 6,700円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 6,700円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.67円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成25年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	408円16銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	399円6銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 81,280円
- (2) 原料価格変動額 6,700円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 81,280円（1トン当たり平均原料価格）= 6,700円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 6,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.67円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成25年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	408円24銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	399円14銭

3 南森本供給地点群

(1) 平成25年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 81,280円

(2) 原料価格変動額 6,700円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 81,280円 (1トン当たり平均原料価格) = 6,700円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 6,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.67円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成25年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	387円1銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	377円91銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成25年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 81,280円

(2) 原料価格変動額 6,700円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 81,280円 (1トン当たり平均原料価格) = 6,700円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 6,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.67円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成25年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	430円62銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	421円52銭

平成25年(2013年)9月11日 印刷
 平成25年(2013年)9月11日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄